

国立大学法人高知大学安全・安心機構規則

平成 24 年 3 月 28 日
規 則 第 100 号

最終改正 平成 29 年 4 月 12 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 10 条第 1 項の規定に基づき国立大学法人高知大学（以下「法人」という。）に設置する国立大学法人高知大学安全・安心機構（以下「機構」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 機構は、総合的に法人の安全・安心を網羅し、「学生・職員の安全衛生管理及び健康管理」、「倫理・人権」、「男女共同参画」及び「防災・減災」について、保健管理センター、全学安全衛生委員会、各地区安全衛生委員会、倫理・人権・苦情処理委員会、ハラスメント防止委員会、男女共同参画推進委員会及び防災推進センター等と有機的に連携して円滑に運営・実施することを目的とする。

(構成)

第 3 条 前条の目的を達成するため、機構に安全衛生部門、倫理・人権部門、男女共同参画部門及び防災部門を置く。

(任務)

第 4 条 機構の各部門は、次に掲げる業務を行う。

(1) 安全衛生部門

イ 安全関係

- (i) 学生及び職員の安全衛生管理体制に関すること。
- (ii) 安全衛生関係法令に関すること。
- (iii) 安全衛生に係る修学環境及び就業環境の整備に関すること。
- (iv) 廃棄物、毒物劇物及び核燃料物質等、危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものの適正な管理に関すること。
- (v) 学生及び職員の安全衛生教育及び啓発に関すること。
- (vi) その他学生及び職員の安全衛生に関すること。

ロ 健康管理関係

- (i) 学生及び職員の健康の保持増進及びメンタルヘルス対策（修学支援を含む。）に関すること。

- (ii) 学生及び職員の感染症対策に関すること。
- (iii) 学生及び職員の健康教育及び啓発に関すること。
- (iv) その他学生及び職員の健康管理に関すること。

(2) 倫理・人権部門

- イ 倫理・人権に係る施策に関すること。
- ロ 倫理・人権又は労働条件等に係る苦情処理に関すること。
- ハ 倫理・人権に係る教育に関すること。
- ニ ハラスメントの防止に関すること。
- ホ コンプライアンスに関すること。
- ヘ その他倫理・人権及びコンプライアンスに関すること。

(3) 男女共同参画部門

- イ 仕事と私生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関すること。
- ロ 男女機会均等の実現に関すること。
- ハ 男女共同参画関連の教育研究の充実にに関すること。
- ニ 男女共同参画の社会環境づくりへの貢献に関すること。
- ホ その他男女共同参画に関すること。

(4) 防災部門

- イ 法人における防災・減災に関すること。
- ロ その他防災・減災に関すること。

2 機構は、前項に定めるほか、学長が必要と認める安全・安心に関する業務を行う。

3 第1項第1号に定める安全衛生部門の業務については、保健管理センター、国立大学法人高知大学職員労働安全衛生管理規則第6条に規定する組織、安全衛生委員会及び関係部署が連携して行うものとする。

(組織)

第5条 機構は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 第3条に定める部門の部門長
- (4) 機構専任担当教員
- (5) その他機構長が必要と認めた者

(機構長等)

第6条 機構長は、機構の業務を掌理する。

- 2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。
- 3 部門長は、機構長の下に部門の業務を掌理する。
- 4 その他機構長が必要と認めた者は、機構の業務に従事する。

第7条 機構長は、学長の指名する副理事をもって充てる。

- 2 副機構長は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 部門長は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 4 副機構長及び部門長の任期は、機構長の任期の末日を超えることはできないものとする。ただし、再任は妨げない。

(機構会議)

第8条 機構に、機構会議を置く。

- 2 機構会議については、別に定める。

(男女共同参画推進室)

第9条 男女共同参画部門に部門の業務を推進するため、男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

- 2 推進室は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 機構専任担当教員
 - (2) 機構長が指名する教員 若干人
 - (3) その他機構長が必要と認めた者
- 3 推進室に推進室の業務を総括するため、室長を置く。
- 4 推進室に男女共同参画を推進する事業を円滑に実施するため、コーディネーターを置く。
- 5 室長及びコーディネーターは、第2項に掲げる者の中から機構長が指名する。
- 6 推進室に女性研究者への研究活動支援、相談等を実施するため、男女共同参画支援ステーションを設置し、女性研究者の支援に関する業務を行う。

(事務)

第10条 機構の事務は、関係各課の協力を得て、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 15 日規則第 53 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 15 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日規則第 102 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 13 日規則第 55 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 12 日規則第 2 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 12 日から施行する。